

戸別所得補償 モデル対策の概要

南すおう地域版

<制度導入の背景と目的>

現在、日本の農業・農村は、後継者不足による農業従事者の減少、高齢化の進展、耕作放棄地の増加など、危機的な状況にあります。
このような中、国民の皆さんへ安全な食料を安定的に供給していくためには、意欲あるすべての農業者の皆さんが農業を維持できる環境を整え、創意工夫のある取組を促していくことで、食料自給率の向上を図るとともに、日本の農業と地域を再生させなければなりません。

※国では「戸別所得補償制度」を、平成23年度から本格実施する予定です。
今年の対策は、「制度のモデル」としての位置付けです。

自給率向上事業 (水田利活用自給力向上事業)

自給率向上のために水田で麦・大豆・米粉用米・飼料用米などを生産する販売農家・集落営農の皆さんに、主食用米と同等の所得を確保できる水準の支援を行います。

交付単価 (全国一律) ※10a当たり

作物		単価	
戦略作物	麦	35,000	
	大豆		
	飼料作物		
	新規需要米	米粉用米	80,000
		飼料用米	
		WCS用稲	
	そば	20,000	
なたね			
その他作物	県重点推進作物	20,000	
	産地拡大作物	15,000	
	地域重点作物	10,000	
	水田活用作物	5,000	
二毛作助成		15,000	

注意! 捨て作りや自家消費は
交付の対象となりません。
(設定される作物で例外があります)

その他作物の具体的な品目

県重点推進作物	たまねぎ・にんじん・ばれいしょ かぼちゃ・はなっこりー
産地拡大作物	キャベツ・はくさい・ブロッコリー ほうれんそう・ねぎ・だいこん きゅうり・なす・トマト・いちご・すいか
地域重点作物	レタス・アスパラガス・春菊・広島菜 らっきょう・かきちしゃ・レンコン ごぼう・やまのいも・かんしょ・さといも わさび・ピーマン・メロン・白うり スイートコーン・まくわうり・いんげん オクラ・花卉全般・果樹全般
水田活用作物	景観形成作物、地力増進作物 上記以外の野菜、特用作物など

(注) 二毛作助成は、主食用米と戦略作物又は戦略作物同士の組み合わせが対象となります。
※例えば、野菜はその他作物なので、二毛作助成の対象にはなりません。



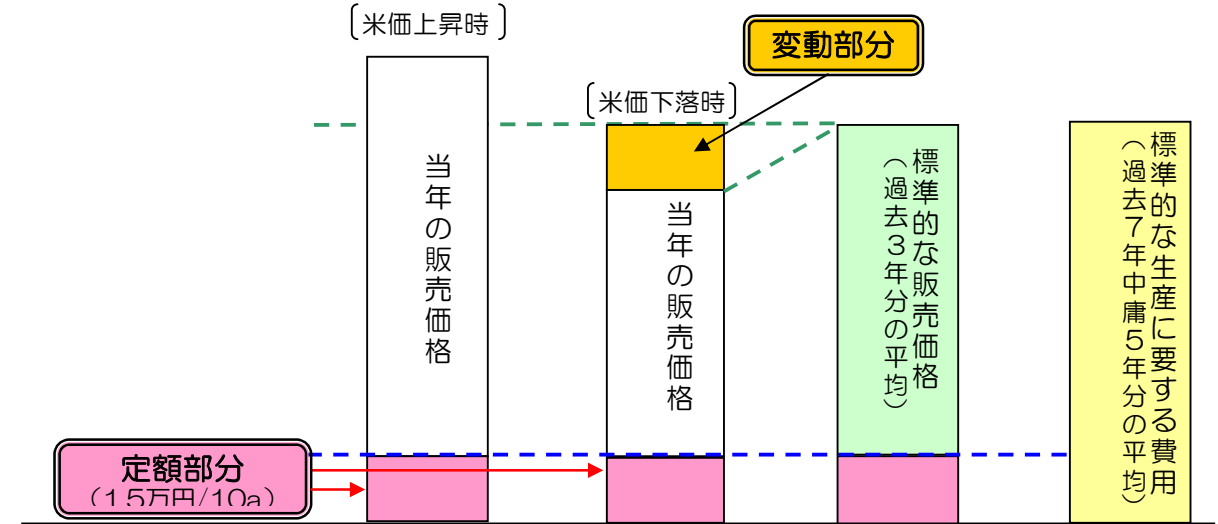
激変緩和措置

上記の交付単価が、これまでの対策に比べると減少することとなる地域において、単価の上乗せ等の調整を行います。
この措置が受けられるのは、平成21年度の産地確立交付金の交付を受けられた方に限ります。

自給率向上のポイントとなる麦・大豆・米粉用米・飼料用米などについて、シンプルで分かりやすい助成体系の下に、①生産拡大を促す対策と、②水田農業の経営安定を図るために、恒常的に赤字に陥っている米に補てんする対策をセットで行います。

米のモデル事業 (米戸別所得補償モデル事業)

自給率向上のための環境整備を図るために、米の生産数量目標に従って生産する販売農家・集落営農の皆さんに対して、主食用米の作付面積に対して定額交付します。
米の価格が下落した場合には、追加の補てんも行います。



交付単価 (全国一律) ※10a当たり

定額部分
(15万円)

恒常的なコスト割れ相当分の助成

変動部分

22年産の販売価格が、過去3年の販売価格の平均を下回った場合に、その差額を基に算定



交付対象者

「生産数量目標」の範囲内で主食用米の生産を行った販売農家・集落営農のうち、水稲共済加入者又は、25a未満で共済未加入者の場合は、21年度の出荷・販売実績のある方

注意!

交付対象水田の中で、調整水田や自己保全管理などの不作付地がある場合は、市町に改善計画書を提出し、認定を受ける必要があります。

交付対象面積

主食用米の作付面積から自家飯米・縁故米用に供される分として「一律10アール」を差し引いた面積

(例) 作付面積 50aの場合 → 交付対象面積: 40a
" 10aの場合 → " : 0a (交付無し)

